

# 民生協議会協議事項

〔 日時 令和元年5月22日(水)  
午前10時  
場所 第3委員会室 〕

- 所管事項の報告について
  - 1 所管事務等の変更について
  - 2 プレミアム付商品券事業について
  - 3 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
  - 4 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
  - 5 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正（案）の概要について
  - 6 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
  - 7 東日本大震災被災者に係る一部負担金免除期間の延長について
  - 8 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について
  - 9 成人男性を対象とした風しん予防ワクチンの定期予防接種の導入について
  - 10 市民防災部指定管理者制度導入予定施設について
  - 11 令和元年5月2日の暴風による被害状況について

## 所管事務等の変更について

### ◎令和元年度機構改革の内容

#### 1 福祉政策課におけるプレミアム付商品券室の新設

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施する「プレミアム付商品券事業」を円滑に進めるための専任部署として設置したものである。

#### 2 生活福祉課における生活福祉第六グループの増設

生活保護世帯の増加に対応するため、生活福祉第六グループを増設したものである。

平成30年度		令和元年度	
福祉部	福祉政策課 福祉政策グループ 指導監査グループ	福祉部	福祉政策課 福祉政策グループ 指導監査グループ <u>プレミアム付商品券室</u>
	生活福祉課 管理グループ 生活福祉第一グループ 生活福祉第二グループ 生活福祉第三グループ 生活福祉第四グループ 生活福祉第五グループ		生活福祉課 管理グループ 生活福祉第一グループ 生活福祉第二グループ 生活福祉第三グループ 生活福祉第四グループ 生活福祉第五グループ <u>生活福祉第六グループ</u>

参考＜機構改革（福祉部関係分）＞

平成 30 年度		令和元年度	
福祉部	福祉政策課 福祉政策グループ 指導監査グループ	福祉部	福祉政策課 福祉政策グループ 指導監査グループ プレミアム付商品券室
	生活福祉課 管理グループ 生活福祉第一グループ 生活福祉第二グループ 生活福祉第三グループ 生活福祉第四グループ 生活福祉第五グループ		生活福祉課 管理グループ 生活福祉第一グループ 生活福祉第二グループ 生活福祉第三グループ 生活福祉第四グループ 生活福祉第五グループ 生活福祉第六グループ
	こども未来課 企画育成グループ 認可監査グループ		こども未来課 企画育成グループ 認可監査グループ
	子育て支援課 家庭支援グループ 子育て給付グループ		子育て支援課 家庭支援グループ 子育て給付グループ
	高齢福祉課 高齢福祉グループ 地域包括支援センター		高齢福祉課 高齢福祉グループ 地域包括支援センター
	障がい福祉課 障がい福祉グループ 自立支援グループ		障がい福祉課 障がい福祉グループ 自立支援グループ

## プレミアム付商品券事業について

### 1 概要

本年10月に予定される消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売する。

	低所得者	子育て世帯
購入対象者	令和元年度市民税の非課税者 〔市民税課税者と生計同一の配偶者や 扶養親族、生活保護受給者等を除く。〕	平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
購入限度額	20,000円(25,000円分の商品券)	20,000円(25,000円分の商品券) ×対象児童数
	▶ 4,000円(5,000円分の商品券)×5セットの分割販売とし、複数セットの同時購入も可能 ▶ 商品券の購入には、市が交付する「購入引換券」が必要	
申請手続	必要	不要
対象者数 (※)	約46,000人	約5,500人
発行見込額	約1,150,000千円 (うちプレミアム分230,000千円)	約137,500千円 (うちプレミアム分27,500千円)

※ 対象者数は、現時点での見込み。

### 2 スケジュール(予定)

令和元年7月～8月	商品券使用可能店舗の募集・登録
8月上旬	《低所得者》購入引換券交付申請書の送付
8月上旬～11月末	《低所得者》購入引換券交付申請書の受付・審査
9月下旬～	《低所得者・子育て世帯》購入引換券の送付
10月～2年2月末	《低所得者・子育て世帯》商品券の販売

**【商品券の使用期間】令和元年10月～2年3月末**

### 3 事業の周知

購入希望者の申請漏れが生じないよう対象者への個別案内に加え、適時適切な周知を行う。

#### (1) 広報はちのへ(予定)

- 6月号(5/20発行)……………事業の告知
- 7月号(6/20発行)【特集】……対象者、購入限度額、申請手続き等の案内
- 随時……………申請期限、販売期限、使用期限等の周知

#### (2) 市ホームページ(予定)

- 広報はちのへ掲載内容のほか、よくある質問(FAQ)等を掲載

#### (3) ポスター・チラシ(予定)

- 市内公共施設や商業施設等へ掲示

## 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、当市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 連携施設の確保について

項目	改正前	改正後
代替保育の提供	代替保育の提供先を保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）に限定。	連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。 ・小規模保育事業 A 型、B 型 ・事業所内保育事業
卒園後の受け皿の設定	卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。	○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が 20 人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設  ○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているなど、市が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。
連携施設に係る経過措置	連携施設の確保が困難な場合、制度施行から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができる。	経過措置を 5 年から 10 年に延長する。

#### (参考) 連携施設について

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、事業者による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う施設を適切に確保する必要がある。

保育内容の支援	合同保育、健康診断、園庭開放、保育についての助言
代替保育の提供	職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供
卒園後の受け皿の設定	家庭的保育事業者等は、満 3 歳未満の乳幼児を受入対象とした事業であることから、卒園後の受入れ先を確保する必要があるもの

## (2) 食事の提供等について

項目	改正前	改正後
食事の提供等について	園児に対する食事については、自園調理が原則であるが、次とおり外部搬入も認める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・連携施設</li><li>・同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業等</li></ul>	家庭的保育事業に限り、左記に加え、保育所等に食事の搬入を行い、乳幼児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市が認めるものからの外部搬入も認める。
食事の提供等に係る経過措置	新制度移行前から保育事業を行う者が新制度移行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、制度施行から5年間は、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しない。	家庭的保育事業に限り、経過措置を5年から10年に延長する。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を加えるとともに、心理療法担当職員に係る規定の整備をするためのものである。

### 2. 改正内容

#### (1) 母子生活支援施設職員の資格要件の明確化

母子生活支援施設に配置できる職員のうち、心理療法担当職員の資格要件は、「学校教育法の規定による大学」において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないとされている。

今回の改正は、「学校教育法の規定による大学」には、「短期大学を含まない」ことを明確化するもの。

#### (参考)

心理療法担当職員とは、母子生活支援施設に配置できる職員である。虐待等による心的外傷のために心理療法を必要とする母子に対してカウンセリングなどの心理療法により改善を促し、自立の支援を行う者。

#### (2) 母子支援員の資格要件の拡大

平成31年4月1日より、学校教育法の改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」の制度が設けられ、専門職大学は前期・後期に課程を区分することができることとされた。

今回の改正は、母子支援員の資格を有する者として「専門職大学の前期課程を修了した者」を対象に加えるもの。

#### (参考)

- 専門職大学の前期課程修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与される。
- 専門職大学・専門職短期大学（平成31年度4月開設）
  - ・専門職大学  
高知リハビリテーション専門職大学（高知県土佐市）、国際ファッション専門職大学（東京都新宿区、愛知県名古屋、大阪府大阪市）
  - ・専門職短期大学  
ヤマザキ動物看護専門職短期大学（東京都渋谷区）

### 3. 施行期日

公布の日

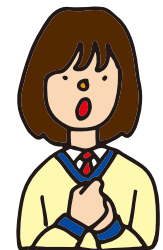
## 専門職大学等に関するよくある質問



### Q1

#### 修業年限は何年ですか？

専門職大学は4年制、専門職短期大学は2年制又は3年制となります。



### Q2

#### 入学試験はどのように実施されるのですか？

一般入試、AO入試、社会人入試など、個々の専門職大学・専門職短期大学において、多様な志願者がいることに配慮した入試が行われます。具体的にどのような選抜を行うかは、志望する専門職大学・専門職短期大学が公表する募集要項をご確認ください。



### Q3

#### 専門職大学・専門職短期大学を卒業することで、特定の職業に関する資格が得られるのですか？

個々の専門職大学・専門職短期大学の学科のカリキュラムによって、卒業と同時にとれる資格や、卒業時に国家試験受験資格が得られるものなどがあります。具体的には、各専門職大学・専門職短期大学が案内する情報をご確認ください。



専門職大学・専門職短期大学制度に関する最新の情報は、  
文部科学省ホームページに掲載しています。

「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmon/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm)

文部科学省 専門職大学



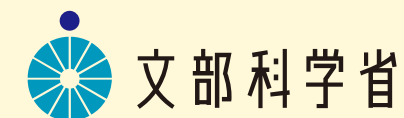
お問合せ先

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL:03-5253-4111(代表)

# 専門職大学・専門職短期大学

平成31(2019)年4月スタート

なりたい職業に直結する  
理論と実践の両方を学べる、新しいタイプの大学





# 専門職大学・専門職短期大学とは？

平成31(2019)年度から、「専門職大学」「専門職短期大学」が開設されます。どのようなことを学ぶ大学なのか？これまでの大学や専門学校とどのように違うのか？など、新しいタイプの大学についてご紹介します。

## 「専門職大学・専門職短期大学」とは？

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学です。

教育課程(カリキュラム)は、産業界、地域社会と大学が連携して編成し、講義だけでなく、学内・学外での実習が豊富に組み込まれています。

卒業後は、即戦力の専門職として、そして現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待されます。

さらに、専攻する職業に関連する他分野の学びとかけあわせることで、前例にとらわれないイノベーションを起こし、就職した業界や職業の変化をリードする人材が育つことも期待されています。

専門高校で学んだ経験を活かしたい生徒の進路の一つになることも期待されています。



## 例えば、このような分野での開設が期待されています

●農業 ●情報 ●観光 ●医療・保健

●クールジャパン分野(マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など、日本が強みとする諸分野のこと。)

※なお、6年制の教育となる分野(医学、歯学、薬学、獣医学)での開設はできません。



## 従来の大学や専門学校との違い

専門職大学・専門職短期大学では、従来の大学と専門学校の長所を取り入れて、理論にも裏付けられた「高度な実践力」「豊かな創造力」を身に付けることができます。

専門職大学・専門職短期大学

豊かな  
創造力

高度な  
実践力

従来の大学

幅広い教養や学術研究の成果に基づく知識・理論とその応用の教育(比較的、学問的色彩の強い教育)

専門学校

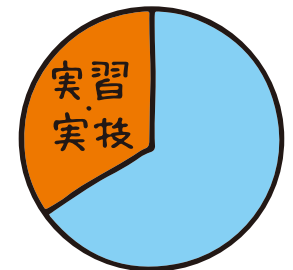
特定職種の実務に直接必要となる知識や技能の教育(実践的な教育)



## 「専門職大学・専門職短期大学」の5つの特徴

### 授業の3分の1以上は実習・実技

▶豊富な実習で、就職後に役立つ高度な「実践力」を身に付ける



### 理論と実践をバランスよく学ぶ

▶理論に精通した研究者と、各業界の現場経験豊富な実務家の両方から授業を受けられる

▶原則40人以下の少人数授業



### 超・長期の企業内実習で現場を体験

▶学外の企業・診療所等での実習は、通算600時間以上(4年制の場合)実際の現場で知識と技術を学び、問題解決できる思考力も養う

※1日あたり8時間、週5日で実習を行った場合、3~4ヶ月(15週間)が学外実習期間



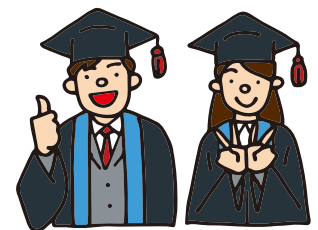
### 専攻する職業に関連する他分野も学び、応用力を身につける

▶一つの専門にとどまらない学びにより、新しいアイデアを生み出せる人材、就職した業界・職業の変化をリードする人材になれる

### 大学卒(短大卒)の学位がとれる

▶卒業生には「学士(専門職)」「短期大学士(専門職)」の学位が授与される

▶大学卒(短期大学卒)の人材として就職や大学院進学、留学ができる



既存の大学の一部の学部・学科でも、同様の教育上の特徴を持った「専門職学部」「専門職学科」の開設が可能となります。

## 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「老人福祉法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（以下「主務省令」という。）の一部改正に伴い、市長が保有する特定個人情報の利用に係る規定の整備をするためのもの。

### 2 改正の内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第8次地方分権一括法）が令和元年6月1日に施行されることにより、老人福祉法及び主務省令が一部改正され、老人福祉法における福祉の措置の事務について情報連携（異なる機関同士の特定個人情報の照会及び提供）及び庁内連携（庁内の複数事務間における特定個人情報の移転）を可能とする項目に地方税関係情報が追加される。

当該事務における地方税関係情報の連携項目については、これまで主務省令に規定がなかったため、当該条例において庁内連携できる項目として規定しているが、今般の主務省令の一部改正により、当該条例の規定と重複することとなったことから、当該条例における重複部分を削除するものである。

注）老人福祉法における福祉の措置については、当市では養護老人ホームへの入所措置又は費用徴収において、入所者本人及び扶養義務者の資産又は収入状況等を確認する必要があるため、各種の添付書類の提出を義務付けていたが、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び当該条例の規定により、マイナンバーを利用した情報連携及び庁内連携を行うことでこれらを省略することとし、利用者の利便性及び市における事務処理の効率化を図っている。

なお、当該事務における地方税情報の庁内連携については、主務省令に連携項目が規定されることとなるため、当該条例の重複部分を削除しても、現状の事務に変わりはないものである。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

## 1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に係る基準を改定するとともに、その他所要の改正を行うためのものである。

## 2. 主な改正内容

## (1) 課税限度額の改定（第3条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。

令和元年度 国民健康保険税		基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 1人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯の1年間の上限額)		<b>61万円</b>	<b>19万円</b>	<b>16万円</b>

## (2) 軽減措置に係る基準の改定（第24条関係）

保険税（均等割額及び平等割額）の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を次のとおり引き上げ、基準を緩和する。

軽減 割合	軽減判定所得	
	現 行	改 正 後
7割	33万円以下	※改正なし
5割	33万円+27万5千円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

## 3. 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行する。

(2) 改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 東日本大震災被災者に係る一部負担金免除期間の延長について

### 1 概要

東日本大震災により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療機関窓口での一部負担金については、一定の要件に該当する場合、免除証明書を発行し、その支払いを免除してきたところである。

免除の期間は、平成31年3月31日まで（福島原発避難指示区域等からの避難者は平成31年2月28日まで）であったが、国の財政支援措置が延長になったこと等を踏まえ、引き続き被災者の生活再建を支援するため、次のとおり期間を延長したものである。

### 2 延長期間

- (1) 特定被災区域の被保険者  
令和2年3月31日まで
  
- (2) 福島原発事故に伴う避難指示区域等の被保険者  
令和2年2月28日まで

### 3 参考（免除証明書発行件数：平成31年4月1日現在）

- (1) 国民健康保険  
442件
  
- (2) 後期高齢者医療  
356件

## 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するとともに減額賦課の対象者を拡大し、その保険料率を定めるためのものである。

### 2 改正の内容

公費による低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率を下表のとおり引き下げるものである。

段階	対象者	保険料基準額に対する割合（年額）	
		平成30年 4月～	平成31年 4月～
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.45 (34,020円)	0.375 (28,350円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.70 (52,920円)	0.60 (45,360円)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.725 (54,810円)	0.7125 (53,865円)

### 3 施行期日

公布日から施行し、令和元年度保険料から適用する。

## 成人男性を対象とした風しん予防ワクチンの定期予防接種の導入について

### 1. 背景・理由

国は、東京オリンピック・パラリンピックを間近に控える中、昨年度、首都圏等を中心に成人男性が風しんに感染した旨の届出が急増したこと等を踏まえ、これまで妊娠希望の女性等を対象に実施してきた抗体検査及び予防接種費用の助成事業に加え、さらに追加的対策を実施する必要があるとして、本年2月1日、予防接種法施行令を一部改正した。

これにより、成人男性を対象とした風しん予防ワクチンの予防接種が定期接種に追加されたことから、本市において抗体検査及び予防接種を実施するもの。

### 2. 概要

#### (1) 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性  
(当市対象者数：27,157人)

#### (2) 実施方法

対象者は、市が発行するクーポン券を利用し、風しん抗体検査を受け、風しん抗体価が低い場合に風しん予防ワクチンを接種する。

#### (3) 実施機関

抗体検査：受託医療機関あるいは健診機関

→居住地以外の医療機関でも抗体検査を受けることができる。

→国保特定健診・事業所健診の機会に抗体検査を受けることができる。

予防接種：受託医療機関（個別接種）

※実施機関数：市内52機関（平成31年3月31日現在）

#### (4) 実施期間

3年間（令和4年3月31日まで）で集中的に実施

#### (5) 費用負担

抗体検査及び予防接種費ともに自己負担なし（無料）

### 3. クーポン券の発行

・クーポン券発行は、実施機関が混乱しないよう対象者を区分して段階的に郵送する。

今年度の郵送対象者：昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方  
(当市対象者数：11,320人)

・ただし、郵送対象者ではない者でも希望者にはクーポン券を発行する。

### 4. クーポン券の送付

令和元年7月中旬以降（予定）

### 5. 周知方法

(1) 市ホームページ・SNS・広報はちのへを活用した情報発信

(2) 報道機関への情報提供

## 市民防災部指定管理者制度導入予定施設について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和2年度から継続して4施設に指定管理者制度を導入する。

### 1 導入施設

- ◇ 公募施設           4施設
- ◇ 非公募施設       0施設
- ◇ 指定期間           令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	斎場	1	市民課	三八五流通(株)	公募
2	東霊園 西霊園 南郷中央霊園	3	市民課	(公社)八戸市シルバー 人材センター	公募

### 2 管理運営開始までのスケジュール

令和元年7～10月	◇指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11月	◇定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	◇12月定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和2年1月	◇包括協定の締結
3月	◇3月定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	◇管理運営開始

## 令和元年5月2日の暴風による被害状況について

### 1 気象情報（青森地方気象台発表）

#### (1) 警報

5月2日 10:13 暴風警報発表

5月2日 17:30 暴風警報解除

#### (2) 風速（八戸特別地域気象観測所観測）

最大風速 西 23.1 m/s (5/2 15:07)

最大瞬間風速 西南西 36.0 m/s (5/2 14:12)

### 2 被害状況

区分	被害の状況
①人的被害	○負傷者1名（80代女性 強風により転倒）
②建物被害	○看板落下1件（卸センター一丁目）
③建設関係被害	○道路被害 ・倒木3件（南郷大字島守2件、南郷大字頃巻沢1件） ・交通標識傾倒1件（類家四丁目） ・カーブミラー落下1件（上徒士町）
④文化教育関係被害	○建物被害 ・湊小学校屋根笠木破損及びトタンめくれ
⑤ライフライン被害	○停電 南郷大字市野沢 約500戸（15:48～17:45） ※樹木の接触による
⑥交通機関	○東北新幹線：平常運転 ○JR八戸線：一部遅延 ○青い森鉄道：一部遅延 ○シルバーフェリー：平常運転



# 常任委員会の所管事項について

## 1 総務常任委員会

- (1) 総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、まちづくり文化スポーツ部、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 他の常任委員会の所管に属しない事項

## 2 経済常任委員会

- (1) 商工労働観光部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 交通部の所管に関する事項
- (3) 農業委員会の所管に関する事項

## 3 民生常任委員会

- (1) 福祉部、健康部及び市民防災部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項

## 4 建設常任委員会

- ・ 環境部、建設部及び都市整備部の所管に関する事項